

仕 様 書

1. 件名

平成 31 年度 MICE 情報発信の展開に係る国内外の学術研究誌等への広告デザイン制作業務委託

2. 目的

(公財) 東京観光財団(以下「財団」という。)が積極的に取り組む東京への MICE 誘致において、国内外の主催者や PCO 等の MICE 関係者に対し、東京の魅力や強みを効果的に発信する事を目的として国内外の雑誌に広告を掲出する。

*MICE とは : M : Meeting (企業系会議)、I : Incentive (企業の報奨旅行)、C : Convention (国際会議)、E : Exhibition/Event (展示会・見本市、イベント等)を総称した造語。本委託業務では、国際会議の誘致を主な目的とする。

3. 履行期間

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から平成 32 (2020) 年 3 月 31 日まで

4. 履行場所

財団の指定する場所

5. 委託内容

別紙 1「委託内容詳細」に基づき、通年使用できる広告デザインを企画提案し、制作及び構成を行うこと。なお、掲載媒体等その他の参考情報は、別紙 2 を参照すること。

6. 納品・成果物

(1) 体裁

- ・各媒体用入稿データ及び納品データをまとめた DVD-R または CD-R 2 枚
- ・ PDF データ

※A4 サイズの印刷に使用できる程度の解像度であること

(2) データ形式は以下の通りとすること。

(ア) アウトライン化前のデータ及びアウトライン化済のデータ。

(イ) データの不正コピー等を防止するため、セキュリティ措置を講じること。

(3) 納期

掲載媒体に係る入稿締切日は、財団より別途指示する。

(4) 納入場所

(公財) 東京観光財団

7. 支払方法

契約代金の支払いについては、全てのデータ納品及び媒体への入稿完了後に一括で行

う。

8. 第三者委託の禁止

本業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

9. 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて財団に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は、本作品の製作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。また、財団又は財団の承認を得た者が、本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合も、財団は事前に受託者に通告なく利用できるものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記（1）、（2）、（3）及び（4）の規定は、8により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

10. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11. その他

- (1) 納品データの不備が原因で、媒体への入稿や財団によるデータ使用に不都合が生じた場合、受託者は契約期間終了後であってもデータの修正対応を行うこと。その際の費用も契約金額に含むこととする。
- (2) 成果物については、財団又は財団の承認を得た者の名において行う広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (3) 受託者は業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。

- (4) 受託者は財団と綿密な連携を取ることを。
- (5) 本契約は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し平成31年度の財団の収支予算が平成31年3月31日までに東京財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。
- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議を行うこと。

| | |
|-----|---|
| 連絡先 | 公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 小峯、安島 電話： 03-5579-2684 FAX： 03-5579-2685 |
|-----|---|